

## 専任教員認定歯科衛生士制度規程

### 第1条 (目的)

歯科衛生士専任教員認定制度は、歯科衛生士専任教員の資質の向上のために、専任教員の生涯学習の成果をもとに、教育領域の歯科衛生士として認証することを目的とする。

### 第2条 (認定委員会)

歯科衛生士専任教員認定制度の実施および改善のために歯科衛生士専任教員認定委員会（以下、本委員会とする）を置く。

### 第3条 (本委員会の構成と運営)

1. 委員は全国歯科衛生士教育協議会（以下、本会とする）の理事および教育委員会幹事の中から会長が指名する。
2. 本委員会は、認定と更新の審査を行い理事会の承認を受ける。

### 第4条 (認定資格と登録期間)

1. 本会が『専任教員認定歯科衛生士』の資格を認定する。
2. 登録期間は、認定（更新）年度から5年間とする。

### 第5条 (認定申請および登録)

1. 本委員会は認定を希望する者からの申請を受けて審査を行い、本会理事会の承認を受ける。  
本委員会は、年度に1回、期間を設けて認定申請を受け付ける。
2. 認定申請資格  
歯科衛生士専任教員講習会Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、ⅣおよびⅤを受講し、それぞれの修了証を取得した者
3. 認定申請書類および認定審査料
  - 1) 認定申請書
  - 2) 歯科衛生士専任教員講習会Ⅰ～Ⅴの修了証の写し
  - 3) 認定審査料 5,000円
4. 認定者の登録
  - 1) 本会は、理事会で認定の承認を得た者の氏名等を、『専任教員認定歯科衛生士』認定者名簿に記載して登録し、本人には認定証を交付する。
  - 2) 登録する者は、本会の指示に従って登録料10,000円を納付する。

### 第6条 (認定更新および登録)

1. 本制度では、『専任教員認定歯科衛生士』の資格を得た者は、5年毎に更新を受けなければその資格を失う。
2. 『専任教員認定歯科衛生士』の更新を申請する者は、認定更新申請審査を受け、本会理事会の承認を受ける。
3. 認定更新申請資格
  - 1) 『専任教員認定歯科衛生士』認定者名簿に記載された専任教員である者
  - 2) 審査の対象とする期間中に、別表に定めた内容で必修10単位以上および選択10単位以上を取得したことを証明する書類が提出できる者
4. 認定更新申請書類および認定更新審査料

- 1) 認定更新申請書
- 2) 審査の対象とする期間に、別表に定めた内容および条件で 20 単位以上を取得したことを証明する書類（歯科衛生士専任教員講習会VIの修了証の写し、および日本歯科衛生教育学会の参加証の写し、学会発表抄録集の写しなど）
- 3) 最新の認定書のコピー
- 4) 認定更新審査料 5,000 円
5. 認定更新者の登録
  - 1) 本会は、理事会で認定更新を承認した者について、『専任教員認定歯科衛生士』認定者名簿の更新欄に更新年月日を記載し、新たな認定証を発行する。
  - 2) 認定更新登録料 3,000 円

#### 第7条 （取得単位）

5年ごとの認定更新には、歯科衛生士専任教員講習会VIの受講をし、以下の条件で20単位以上を取得しなければならない。

取得単位（必修10単位以上+選択10単位以上）

項 目	必修単位	選択単位
歯科衛生士専任教員講習会VIの受講	<u>5</u>	
日本歯科衛生教育学会等が発行する学会雑誌への論文・研究ノート・報告の掲載、歯科衛生・歯科保健分野に関わる著書・翻訳		<u>5</u>
日本歯科衛生教育学会等での学会発表		<u>4</u>
全国歯科衛生士教育協議会・同協議会地区会・日本歯科衛生士会・都道府県歯科衛生士会・地区歯科医師会が主催する歯科衛生士を含む歯科関係者を対象とする研修・講演会での講師を担当		<u>4</u>
日本歯科衛生教育学会への参加 歯科衛生士専任教員秋期学術研修会への参加		<u>3</u>
本協議会主催の講習会VI以外の講習・研修会への参加		<u>2</u>
本協議会地区会の講習・研修会		<u>2</u>
日本歯科衛生士会・都道府県歯科衛生士会主催の研修会への参加		<u>2</u>
日本歯科衛生教育学会以外の学会への参加		<u>2</u>
歯科関連商業誌への寄稿（対談を含む）		<u>2</u>

※なお、取得単位の表は平成25年度（平成26年3月）に認定・更新された方（5年後の平成30年度）より適用する。

2. 地区会研修会の参加は、地区会長が押印した受講証明書をもって証明する書類とする。

#### 第8条 （認定資格の喪失）

次のいずれかに該当するときは、認定委員会の議を経て『専任教員認定歯科衛生士』の資格を失うものとする。

- (1) 本人が辞退を申し出たとき
- (2) 歯科衛生士名簿の登録が抹消されたとき
- (3) 認定期限が終了したとき

(4) 認定委員会が、『専任教員認定歯科衛生士』の認定者として不適格と認めるとき

第9条 (認定証の再発行)

1. 本委員会は、認定証を汚損あるいは紛失した者からの申請を受けて前回申請時の書類と照合確認を行う。確認が得られたものについて、認定証を再発行する。再発行認定証の認定番号および認定日は、旧番号および旧発行日とし、「再発行」の裏書きをする。認定者名簿備考欄に、再交付年月日を記載する。
2. 再発行申請書類および審査料
  - 1) 認定証再発行申請書
  - 2) 汚損した旧認定証または紛失した認定証のコピー（保有しない場合は添付しなくてもよい）
  - 3) 認定確認審査および再登録料 5,000円

第10条 (認定資格の回復)

本委員会の審査を経て、本会理事会で承認を受ける。

第11条 (本規程の改正)

本規程の改正は本会理事会の承認を受ける。

附 則

- ※
1. この規程は、平成19年4月1日から適用する。
  2. この規程は、平成21年6月16日から適用する。
  3. この規程は、平成26年4月1日から適用する。
  4. この規程は、平成27年4月1日から適用する。